

カ・11・0（有効・保存期間：令和7年12月末）

一般（組）第108号
令和2年8月6日

各所属長殿

山形県警察本部長

山形県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（通達）

犯罪による収益の移転に関する情勢は絶えず変化しており、特に、IT、ネットワーク等の技術の進展に伴い、キャッシュレス化及び利用者の匿名性が高い暗号資産により資金の決済体系が大きく変容しつつあるなど、犯罪収益対策を取り巻く環境はより複雑化している。

こうした情勢に的確に対処するためには、関係機関、事業者、外国FIU（資金情報機関）等との連携を更に強化しつつ、全国警察が一体となって、総合的な犯罪収益対策を推進することが重要であることから、別添のとおり山形県警察犯罪収益対策推進要綱を制定し、本日から施行することとしたので、業務上誤りのないようにされたい。

（担当）組織犯罪対策課 事件指導係

別添

山形県警察犯罪収益対策推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の推進

1 効果的な犯罪収益対策を推進するための基盤構築

本県警察は、山形県警察組織犯罪対策要綱（令和2年8月6日付け一般（組）106号）に基づき、犯罪収益解明班を設置するとともに、各部門における犯罪収益関連犯罪（法第13条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の捜査体制を構築しているが、IT技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む中、引き続き効果的かつ継続的な犯罪収益対策を推進するため、以下の事項にも十分配慮しつつ、所要の体制を構築すること。

(1) 職員の育成

犯罪による収益の移転に悪用されることが想定される新たな技術を活用した金融サービス等の動向、犯罪による収益の移転に係る手口、犯罪収益関連犯罪の取締りに有効な捜査手法、疑わしい取引に関する情報や外国F I Uとの情報交換の枠組みの効果的な活用方法等について、実践的な教養を実施すること。

また、疑わしい取引に関する情報が組織犯罪の取締り等に積極的に活用されるよう、関係各部門における職場教養及び警察署に対する巡回教養を計画的かつ継続的に実施すること。

(2) 新たな技術の導入等

警察情報管理システム等を積極的に活用するなどにより、業務を効果的かつ効率的に推進すること。

2 犯罪による収益に関する情報収集

全ての部門が緊密に連携し、次に掲げる情報を収集する。

(1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

(2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

(3) 特定事業者の法令上の義務違反に関する情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

3 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進

犯罪収益関連犯罪では、IT技術により金融サービスが高度化する中、インターネットバンキング及びスマートフォンの電子決済機能といった新たな情報通信技術を悪用した犯罪が発生するなど従来と比較して犯罪の手口が多様化している。

また、犯罪による収益の移転の検挙事例のうち、暴力団や来日外国人が主体となるものの割合が高いこと等も踏まえ、犯罪収益関連犯罪の取締り等については、以下の事項を推進すること。

(1) 積極的な取締りの推進

犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、疑わしい取引に関する情報、関係各部門の知見等を活用して犯罪による収益の剥奪を指向した追跡捜査を推進し、犯罪組織に係る財産の発見、解明を徹底すること。

各種犯罪の事件化に当たっては、犯罪による収益の発見又は検挙を逃れようとする行為に対して、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）を積極的に適用すること。

(2) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、各種犯罪の検挙にとどまることなく、検察庁とも緊密に連携しつつ、犯罪による収益及び犯罪供用物等の没収が適切に行われるよう証拠の収集・分析に努めるとともに、これらを発見した際には、速やかに起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施し、犯罪組織等の資金源を遮断すること。

(3) その他の手法の活用

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、搜索・差押え、外国FIUへの提供要請、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努めること。

4 官民連携の推進

犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるため、関係機関及び特定事業者と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響についての広報啓発活動を行うこと。

第3 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を行うに当たっては、被疑者その他の関係者に当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底することは

もとより、特定事業者に対しても、法第8条第3項に定める疑わしい取引に関する情報の取扱いにおける保秘の徹底を周知すること。

2 漏えい等の防止の徹底

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、山形県警察情報セキュリティに関する訓令（平成25年9月本部訓令第16号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るための必要かつ適切な措置を講ずること。

第4 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益の剥奪に関する功労、犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の積極的活用に関する功労についても考慮すること。